

重要物資所要量調

種別	總量	單位	予年度分
普通鋼々材	一〇四、七四〇	噸	三、九七〇
型鋼	五、八〇〇	噸	一、六〇〇
軌條	一八、〇〇〇	噸	八、六〇〇
第二次製品	三〇、八三三	噸	八、九六六
機	(釘、針金、其他)	噸	二五、七六八
器	四三、四四一	噸	八、六六六
銑鐵及鑄鋼	(トラクター其他用)	噸	二、七六一
電氣銅	一一、二七	噸	一、四、五〇
木	(電線及機器用)	石	六、一、〇〇
セメント	五、七五〇	斗	一、〇、〇〇
燃料油	一七四、三七	噸	三、一五〇
同附屬農具	二、一〇〇	噸	三、一五〇
蓄力用農具	(ブラウ、ハロー等)	噸	三、〇〇〇
拔根機	三、六〇〇	噸	二、〇〇〇
移動製材機	二、一〇〇	噸	一、七〇〇
土工用車輛	六、四〇〇	輛	三、四〇〇
トラツク	(機關車共)	臺	三、五〇〇
開鑿鐵他	二、五〇〇	千丁	一、九三
軍手	(鐵、鎌、鋸、鉋、斧等)	千枚	一、〇、三三
地下足袋	一〇、〇〇〇	千枚	三、〇〇
毛布	一〇、〇〇〇	千着	一、一〇
作業衣	二、〇〇〇	千着	三、〇

臺灣人の歸還に關する計畫輸送

内地に留臺灣人は現在約三萬人で、内約一萬人は復員軍人、軍屬、元被徵用者であり、約二萬人が一般居留者(此内約五千五百人は學生)であるが、終戦後臺灣航路杜絶のため、歸還希望者も歸國不可能であつたが、政府は之が對策として、臺灣航路の再開を圖ると共に、昭和二十一年一月より計畫輸送を爲すこととし、左の如く方策を決定した。

- 一、出航港、浦賀、吳、鹿兒島、
- 一、到著港、基隆、高雄、
- 一、就航豫定船舶、長雲、夏月、筑紫、日昌、CD44號
- 十二月十九日浦賀出港ノ長雲丸ヲ第一船トシテ逐次就航ノ豫定ナリ
- 一、輸送順位、復員軍人、軍屬、元被徵用者、海外ヨリノ引揚者、一般在留者ノ順序トス
- 一、歸蒙申込手續、復員軍人、軍屬、元被徵用者ニシテ夫々集團セル向ニ對シテハ收容所ノ責任者ヲ通ジテ出發日、乗船港等ヲ通報スベキモ其ノ他ノ歸蒙希望者ハ本月末日迄ニ居留地都道府縣廳宛、申込マレ度、其ノ出發日時、乗船港等ハ追テ地方長官ヨリ通知セラルベシ。

食糧輸入の許可

昭和二十年十一月二十四日附マツクアーサー司令部から食糧、棉花、石油、鹽の輸入を許可する旨の指令がなされた。その要點は左の如くである。

一、一九四六年度に輸入を許可さるべき食糧、棉花、石油、鹽の各商品の輸入量は世界市場に於ける需給關

係、世界の船腹量及び日本が對價として何の程度の輸出能力を有するか等の事情に基いて決定される。

一、食糧に付ては輸入量及び何の地域から對日輸出すべきかに關し目下檢討中である。殊に極東に於ける食糧事情の究明が行はれてをり、それから對日輸出しても世界の食糧補給にさして支障を及ぼさない如き地域からその餘剩食糧が對日輸出に振り向けられることにならう。

一、輸出食糧の全量は世界の食糧事情を檢討し且對日輸出に使用しうる船腹量が明確化された後に決定される。

勞働組合法案の決定

政府はマツクアーサー司令部の要求に基き厚生省に勞務法制審議委員會を設け、豫て作成中の勞働組合法案を審議の上之を決定した。この際同委員會は左の附帶決議をもなした。今法案及附帶決議を掲ぐれば、左の如くである。尙ほ本法案は第八十九回帝國議會に提出せられ、修正の上可決されたが、年内には未だ其の公布を見るに至らなかつた。

勞働組合法案

第一章 總 則

第一條 本法ハ團結權ノ保障ニ依リ勞働者ノ經濟的社會的並政治的地位ノ向上ヲ助ケ經濟ノ興隆ト文化ノ進展トニ寄與スベキ均等ノ機會ヲ與フルコトヲ目的トス

第二條 左ノ法令ノ關係條項ハ勞働組合ノ爲ニスル組合員ノ前條規定ノ精神ニ基ク行爲ニ付テハ之ヲ適用

セズ

一 刑法

二 暴力行為等處罰ニ關スル法律

三 警察犯處罰令

四 行政執行法

五 出版法

第三條 本法ニ勞働組合トハ勞働者ガ主體トナリテ自

主ノニ勞働條件ノ維持改善其ノ他地位ノ向上ヲ圖ル

コトヲ主タル目的トシテ組織スル團體又ハ其ノ聯合

ヲ謂フ

左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ勞働組合ト認メズ

一 使用者又ハ其ノ利益ヲ代表スト認ムベキ者ノ參

加ヲ許スモノ

二 主タル經費ヲ使用者ノ補助ニ仰グモノ

三 共濟、修養其ノ他福利事業ノミヲ目的トスルモ

ノ

四 主トシテ政治運動又ハ社會運動ヲ目的トスルモ

ノ

勞働組合ト認ムベキヤ否ヤニ付疑アルトキハ命令ノ

定ムル所ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官勞働委員會ノ

決議ニ依リ之ヲ決定ス

本法ニ勞働者トハ職業ノ種類ヲ問ハズ廣ク賃金其ノ

他給料ニ依リ生活スル者ヲ謂フ

第二章 勞働組合

第四條 勞働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ一週間

以內ニ組合規約及役員ノ氏名並住所ヲ地方長官ニ届

出ヅベシ

第五條 組合規約ニハ少クトモ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 名稱

二 目的並事業

三 主タル事務所ノ所在地

四 組合員又ハ參加團體ニ關スル規定

五 法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト

六 會議ニ關スル規定

七 代表者其ノ他役員ニ關スル規定

八 組合費其ノ他會計ニ關スル規定

九 組合規約ノ變更ニ關スル規定

第六條 第四條ノ届出事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ一

週間以內ニ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七條 組合規約ガ法令ニ違反スルトキハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ勞働委員會ノ決議ニ依リ厚生大臣又ハ地

方長官其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 勞働組合ハ事務所ニ組合員名簿ヲ備付クベシ

但シ組合聯合ニ在リテハ參加團體名簿ヲ備付クルヲ

以テ足ル

第九條 勞働組合ノ代表者又ハ勞働組合ノ委任ヲ受ケ

タル者ハ組合又ハ組合員ノ爲使用者又ハ其ノ團體ト

勞働協約ノ締結其ノ他ノ事項ニ關シ交渉スル權限ヲ

有ス

第十條 使用者ハ勞働者ガ勞働組合ノ組合員タルノ故

ヲ以テ之ヲ解雇シ其ノ他ノ不利益ヲ與フルコトヲ得ズ

使用者ハ勞働者ガ組合ニ加入セザルコト又ハ組合員

ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ズ

第十一條 使用者ハ同盟罷業其ノ他爭議行爲ニ因リ損

害ヲ受ケタルノ故ヲ以テ勞働組合又ハ其ノ組合員若

ハ役員ニ對シ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ 但シ

爭議行爲ガ第二十四條ノ規定ニ違反シテ爲サレタル

トキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 勞働組合ノ役員ハ共濟、修養其ノ他福利事

業ノ爲ニ特設シタル基金ヲ他ノ目的ニ流用スルコト

ヲ得ズ 但シ組合員總會ノ決議ヲ經タルトキハ此ノ

限ニ在ラズ

第十三條 勞働組合ハ左ノ事由ニ依リテ解散ス

一 規約ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生

二 破産

三 組合員四分ノ三以上ノ多數ニ依リ總會決議

四 第十四條ノ規定ニ依リ解散命令

第十四條 勞働組合屢々法令ニ違反シ安寧秩序ヲ紊リ

タルトキハ勞働委員會ノ申立ニ基キ裁判所ハ其ノ解

散ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ手續ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定

ム

第十五條 勞働組合ハ規約中ニ法人タルコトヲ定メ且

主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルニ

因リテ法人格ヲ取得ス

一 第五條第一號乃至第三號及第七號ニ掲ゲタル事

項

二 役員ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ一週間以內

ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ變更

ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十六條 民法第四十三條、第四十四條、第五十條、

第五十二條乃至第五十五條及第五十七條ノ規定ハ法

人タル勞働組合ニ之ヲ準用ス

法人タル勞働組合解散シタル場合ノ清算ニハ民法第

七十二條乃至第八十三條ノ規定ヲ準用ス

第十七條 (法人タル勞働組合ニハ産業組合ニ準ジ適當

ナル免税ノ恩典ヲ與フルコト)

### 第三章 労働協約

第十八條 労働組合ト使用者又ハ其ノ團體トノ間ニ労働條件ニ關スル協定其ノ他勞資關係ノ調整ニ關スル協約締結セラレタルトキハ當事者互ニ誠意ヲ以テ協定事項ノ實現ヲ圖リ能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スル義務ヲ負フ

第十九條 労働協約ハ其ノ書面作成ニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

労働協約ノ當事者ハ前項ノ労働協約ヲ一週間以内ニ地方長官ニ届出ツベシ

第二十條 労働協約ニハ其ノ有効期限ヲ定ムルコトヲ要ス其ノ期間ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十一條 労働協約ヲ以テ労働條件其ノ他労働者ノ待遇ニ關スル規程ヲ定メタルトキハ其ノ規程ハ當該労働協約ノ適用ヲ受クル労働者及使用者ニ對シテ法的拘束力ヲ有ス當該労働協約ノ規定ニ依リ規程決定ノ爲メ設置セラレタル機關ノアルトキハ其ノ定メタル規程亦同ジ

前項ノ規程ニ違反スル労働契約ハ無効トシ其ノ無効トナリタル部分ハ規程ノ定ニ依リテ當然補充セララル

第二十二條 一ノ工業事業場ニ使用セラルル労働者ノ四分ノ三以上ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ其ノ他ノ同種ノ労働者モ亦當然當該労働協約ニ依リ拘束セラル

第二十三條 一地域ニ於ケル同種ノ産業又ハ職業ニ従事スル労働者ノ大部分ガ一定ノ労働協約ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ地方長官(其ノ地域ガ二都道府縣ニ互ルトキハ厚生大臣)ハ協約當事者ノ双方若

ハ一方ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其ノ協約ノ拘束力ヲ其ノ他ノ労働者全部及其ノ使用者ニ及ボス旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得

地方長官又ハ厚生大臣右ノ決定ヲ爲スニ付テハ労働委員會ノ決議ニ依ルコトヲ要ス労働委員會前項ノ決議ヲ爲スニ付當該労働協約ノ定ニ不適當ナル事項アリト認ムルトキハ之ヲ修正スルコトヲ得

第一項ノ決定ハ公告スルニ依リテ其ノ效力ヲ生ズ

第二十四條 労働協約中ニ協定事項ニ關スル紛争ヲ調停又ハ仲裁ニ附スル旨ノ約款アルトキハ調停又ハ仲裁ニ附スルコトナク同盟罷業、作業所閉鎖其ノ他爭議行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

### 第四章 労働委員會

第二十五條 勞資關係ニ關スル事務ノ圓滑ナル運営ニ資スル爲使用者ヲ代表スル者労働者ヲ代表スル者及第三者各同數ヨリ成ル労働委員會ヲ設ク

使用者ヲ代表スル者ハ使用者團體ノ推薦ニ基キ、労働者ヲ代表スル者ハ労働組合ノ推薦ニ基キ、第三者ハ事業主代表及労働者代表ノ同意ヲ得テ之ヲ委嘱ス

労働委員會ハ中央及地方ニ付設ケ特別ノ必要アルトキハ一定ノ地區又ハ事項ニ付特別ノ委員會ヲ設クルコトヲ得

労働委員會ノ委員及職員ハ刑法ノ適用ニ付テハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

労働委員會ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條 労働委員會ハ第三條、第七條、第十四條及第二十三條ニ規定スル事項ノ外左ノ事務ヲ掌ル

一 労働爭議ニ關スル統計ノ作成其ノ他労働事情ノ調査

二 團體交渉ノ斡旋其ノ他労働爭議ノ豫防

三 労働爭議ノ仲裁及調停

四 労働條件ノ改善ニ關スル建議

第二十七條 労働委員會公益上必要アリト認ムルトキ又ハ關係者双方ノ請求アルトキハ會議ヲ公開スルコトヲ得

第二十八條 労働委員會第二十六條ノ規定スル事務ヲ行フ爲必要アルトキハ使用者ハ其ノ團體又ハ労働組合其ノ他ノ關係者ニ對シ其ノ出頭ヲ求メ若ハ必要ナル帳簿其ノ他書類ノ提出ヲ求メ又ハ其ノ委員若ハ職員ヲシテ關係ノ工場事業場ヲ臨檢セシムルコトヲ得

第二十九條 労働委員會ノ委員若ハ委員タリシ者又ハ職員若ハ職員タリシ者ハ其ノ職務遂行ニ關シ知得シタル祕密ヲ漏泄スルコトヲ得ズ

第三十條 労働組合ノ介入ナキ労働爭議ノ豫防解決ノ協定ニシテ労働委員會ノ仲裁調停ニ係ルモノニ付テハ第三章ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 一定ノ産業又ハ職業ニ從事スル労働者ノ労働條件特ニ適切ナラザルトキハ労働委員會ハ其ノ實情ヲ調査シタル上改善ノ具體案ヲ作成シテ地方長官ニ建議スルコトヲ得

地方長官前項ノ建議ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ關係ノ使用者又ハ其ノ團體ニ對シ労働條件ニ關スル一定ノ規程ヲ指示スルコトヲ得

使用者前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ労働者ニ周知セシムルコトヲ要ス

前項ノ指示ハ關係使用者及勞働者ニ對シ勞働協約ト同一ノ效力ヲ有ス

前各項ノ規定ハ勞働委員會ガ厚生大臣ニ建議シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五章 罰 則

第三十二條 第十條ノ規定ニ違反シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 正當ノ事由ナクシテ第二十八條ノ規定ニ依ル出頭若ハ書類ノ提出ヲ爲サズ又ハ臨檢ヲ拒ミ妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十四條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二條又ハ前條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十二條及前條前段ノ規定ハ使用者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ適用ス

第三十五條 第二十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 勞働組合ノ代表者若ハ清算人又ハ使用者ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以下ノ料料ニ處ス

一 第四條、第六條若ハ第十九條第二項(第三十條ノ規定ニ依リテ準用セラレル場合ヲ含ム)ニ定ムル届出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ

二 第八條ニ定ムル名簿ノ備付ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

三 第十五條第二項又ハ第十六條ノ規定ニ依リ準用セラレル民法第七十七條ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

四 第十六條ノ規定ニ依リテ準用セラレル民法第八十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ檢査ヲ妨ゲタルトキ

五 第十六條ノ規定ニ依リテ準用セラレル民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

六 第十六條ノ規定ニ依リテ準用セラレル民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

七 第三十一條第三項ノ規定ニ定ムル周知ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

附帶決議

一 憲法中ニ勞働ノ權利及義務ニ關スル規定ヲ設ケルコト

二 法第一條ノ精神ニ基キ第二條ニ掲グル法令ノ外刑罰並警察法令ニ付關結權ニ對シテ不當ノ制限ヲ加ヘザル様濫用防止ノ措置ヲトルベキコト

三 政府ハ勞働行政機構ヲ整備擴充シ、出來得ル限リ速ニ勞働省ヲ創設シ之ニ勤勞行政ヲ統一スベキ手續ヲ講ズルト同時ニ中央地方ニ互リテ一切ノ勞働行政事務ヲ警察行政ヨリ分離シ末端事務ハ勤勞署ヲ擴充改造シテ之ニ當ラシムルコト

四 經濟復興ヲ審議スル等ノ場合ニ於テハ勞働組合ノ代表者ヲ參加セシメ廣ク勞働者ヲシテ經濟復興ノ重責ヲ分擔セシムルノ趣旨ヲ明カニスルコト

五 勞働爭議調停法ヲ廢止シ、新ニ勞資關係ノ調整

ヲ目的トシ爭議ヲ豫防スルト共ニ迅速簡易ニ爭議ヲ解決スルニ適スル法律ヲ制定スルコト

六 中央勞務委員會ハ其ノ指令ノ下ニ勞働ニ關スル科學的調査ヲ行ハシメル爲ニ現存ノ機關ヲモ統合シ、充分ニ組織セラレタル有力機關ヲ設置シテ之ヲ其ノ事務局ニ附屬セシメルコト

七 勞働委員會ノ委員又ハ勞働組合ノ役員ノ選任ニ付テハ人選ヲ慎重ニシテ軍國主義者其ノ他本制度ノ精神ニ鑑ミ不適當ナルモノヲ除外スルヤウ特別ノ配慮ヲ爲スコト

昭和二十年人口調査の結果

昭和二十年十一月一日に行はれた人口調査の結果は、同月二十六日内閣告示第三十五號を以て左の如く公布された。

●内閣告示第三十五號(昭和二十年十一月二十六日)昭和二十年人口調査ノ結果ニ據ル昭和二十年十一月一日現在ノ都道府縣郡島嶼市區別人口左ノ如シ

昭和二十年十一月二十六日

都道府縣郡島嶼市區別人口

本表中括弧内ノ數字ハ總數中監獄及矯正院内ニ在リタル人員ヲ示ス

本表ノ人口ハ昭和二十年人口調査規則第二條第一項ノ規定ニ依リ調査ノ時期ニ陸海軍ノ部隊及艦船ニ在リタル數並ニ外國人ヲ含マズ

本表ノ地域ハ昭和二十年人口調査規則第二條第一項ノ規定ニ依リ左ノ地域ヲ包含セサルヲ以テ注意ヲ要ス